

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 2

◇ 公 告

- 北九州市森林整備計画の案の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 3
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 4

◇ 訂 正

- 第3649号の訂正【総務局総務部文書課】 7

北九州市告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
金刀比羅診療所	北九州市戸畑区金比羅町4番19号	平成29年2月1日

2 薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
タカサキ薬局中央店	北九州市若松区高須西一丁目2番33-101号	平成29年2月1日
サンキュー薬局城野店	北九州市小倉南区富士見一丁目4番1号	平成29年2月1日

3 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
くらら薬局	北九州市若松区大字塩屋562番地学研北部地区100街区2	平成29年2月1日

4 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションゆうあい	北九州市八幡東区枝光三丁目1番3号	平成29年2月1日
A I メディカル訪問看護ステーション	北九州市小倉北区馬借一丁目3番20号3F	平成29年2月1日
あわーず福岡八幡訪問看護リハビリステーション	北九州市八幡東区西本町一丁目3番18号	平成29年2月1日

北九州市公告第 55 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき北九州市森林整備計画を立てるので、同条第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、北九州市森林整備計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、北九州市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、北九州市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成 29 年 1 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 北九州市森林整備計画の案の縦覧場所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市産業経済局農林水産部農林課

- 2 縦覧期間

平成 29 年 1 月 30 日から同年 2 月 28 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- 3 文書の提出要領

北九州市森林整備計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 29 年 2 月 28 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク西門司店

北九州市門司区東新町二丁目4番27号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物敷地南東側駐車場NO. 1 95台
建物屋上部駐車場NO. 2 82台
計 177台

変更後 建物敷地南東側駐車場NO. 1 95台
建物屋上部駐車場NO. 2 68台
建物東側駐車場NO. 3 14台
計 177台

イ 変更前 建物敷地南東側駐車場NO. 1 95台
建物屋上部駐車場NO. 2 68台
建物東側駐車場NO. 3 14台
計 177台

変更後 建物敷地南東側駐車場NO. 1 95台
建物屋上部駐車場NO. 2 68台
計 163台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ア 変更前 建物敷地南東側駐車場北側 出入口 1 箇所
建物敷地南東側 出入口 1 箇所
- 変更後 建物敷地南東側駐車場北側 出入口 1 箇所
建物敷地南東側 出入口 1 箇所
建物敷地東側 出入口 1 箇所
- イ 変更前 建物敷地南東側駐車場北側 出入口 1 箇所
建物敷地南東側 出入口 1 箇所
建物敷地東側 出入口 1 箇所
- 変更後 建物敷地南東側駐車場北側 出入口 1 箇所
建物敷地南東側 出入口 1 箇所

4 変更の年月日

(1) のア及び (2) のア 平成 29 年 1 月 27 日

(1) のイ及び (2) のイ 平成 29 年 9 月 21 日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成 29 年 1 月 20 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 1 月 30 日から同年 5 月 30 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 5 月 30 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成28年	第3649号	1	◇ 公告の1行目	売電契約	売買契約